

石川構成員提出資料

個人情報保護法個別法（医療分野）の立法に関する日本医師会意見

平成 24 年 5 月 22 日
日 本 医 師 会

1. 医療分野における標記個別法の立法は個人情報保護法制定以来の課題であり、日本医師会としてもその必要性については認める。ただし、個別法立法にあたっては、遺伝子情報技術等今後の先進医療技術を見据えたものにすべきである。

また、①医療等の提供の目的の場合と、②レセプト等を用いた統計データを作成する場合とではレベルとして全く違うものである。すなわち、①は患者自身の直接的な利益となるものであることから医療活動に悪影響が出ないように仕組みにすべきであるのに対して、②は直接的なメリットがない、いわば社会連帯や公益を目的とするものであることから個人情報提供の黙示の同意が推定できる場合でも可能な限り本人に通知すべきと考える。さらに②において、統計結果から個人が特定される可能性がある場合は、その結果の公表を禁止すべきである。

2. 医療分野における個別法に関しては、単なる個人情報の保護の範囲にとどまらず、患者の病状や病歴等の高度な秘密事項を扱う点に十分留意する必要がある。また、将来を見据えた場合、患者の遺伝子情報が①特定の疾患発症の確率や②生物学的親子関係等において極めて重大な秘密事項となることが予想される。すなわち、統計処理（特に営利を目的としたデータ処理）等の個人情報の利活用促進よりも、「患者の秘密が漏示されない」ことの方を格段に重視すべきである。

3. これまで秘密漏示罪については、身分犯として、刑法で医師・薬剤師・助産師等に、特別法で看護師・保健師等に刑事罰規定が置かれてきたが、レセプト情報の第三者利用が実施されつつある今、身分犯では規律できない事態が生じつつある。

新法においては、「医療情報」を客体として、医療情報を漏示した者は身分を問わず罰則を科すべきであると考ええる。

4. またたとえ罰則が設けられたとしても、患者個人が特定でき患者の病状と

いう高度なプライバシー情報が漏示してしまった場合、取り返しのつかない事態になることが予想される。したがって、診療目的以外で患者のレセプト情報等を扱う場合は、原則として、患者自身の同意を得るべきである（厳格な公益目的・セキュリティ等の要件を満たして黙示の許諾が認められる場合においても、可能な限り本人に通知すべきであることは前述のとおり）。

また、患者の同意が必要な場面で同意しなかった場合においても何ら不利益を与えられないことを担保すべきである（逆に、同意した場合に生命保険の保険料や保険者のサービスに特典をつける等の差別的な誘導もすべきではない）。

5. 地域医療連携については、現行法の運用で原則として十分であると考えますが、患者に「共用できる医療機関の範囲」等を指定することを勧奨する努力義務規定等を置き、望ましい運用方法を明示することも考えられる。

6. 学会発表等についても、現行法の運用で原則として十分であると考えますが、望ましい運用方式を訓示的に定めることも考えられる。

7. 患者等の個人情報に係る開示権・訂正・削除・利用停止権については、

（1）医療機関に対する患者等の個人情報開示については、既に、日本医師会では個人情報保護法の「趣旨」に基づき遅滞なく開示に応じるものとしており（日本医師会「診療情報の提供に関する指針」及び「診療に関する個人情報の取り扱い指針」）、新法において権利規定を置く必要性はないと考える。

訂正・削除・利用停止権等についても、「評価や観察にもとづく記載など、事実以外の記載についての訂正請求である場合や、利用目的からみて訂正等が必要でない場合、そもそも誤りであるとの指摘が正しくない場合等には、訂正等の措置を講じる必要はない」という現行法の解釈で十分であり、また、医師法に基づく診療録の保存義務もあるため、個別法で権利規定を定めるのは妥当でないと考える。

（2）これに対して、統計・調査研究機関等による第三者利用については、患者個人の直接的利益との関係が希薄であり、新法においては、患者等からの開示・訂正・削除・利用停止権を保障すべきである。